

藤井学園寒川高等学校

# 「部活動方針」

令和5年4月

## 目 次

はじめに .....	1
1 学校教育の一環としての部活動 .....	2
(1) 部活動の意義	
(2) 学習指導要領上の位置付け	
2 適切な部活動の運営 .....	3
(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営	
(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成	
3 部活動を支える環境の整備 .....	4～5
(1) 部活動の方針等の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 部活動指導員・外部指導者の活用	
(4) 保護者との連携	
(5) 地域との連携	
(6) 参加する大会等の見直し	
4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方 .....	6～7
(1) 適切な休養日等の設定	
(2) 指導上の留意点	
5 安全管理・事故防止 .....	7～8
(1) 考え方と留意点	
(2) 事故発生時の対応	

## はじめに

学校における部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや芸術・文化、科学等に関心をもつ生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れて仲間や教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動です。

しかし、成長期にある生徒が、過度な練習によりスポーツ障害等を発症することや、休養日もほとんどなく長時間にわたる活動により、バランスのとれた生活や健全な成長に支障をきたすような部活動の在り方については、見直しを図っていく必要があります。

また、学校現場では教員がこれまで経験したことのない部活動の顧問になったり、休日に大会や対外試合等での生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があり、指導体制の充実と教員の負担軽減を図ることが求められています。

このような状況の中、香川県教育委員会においては中学校・高等学校における休養日や活動時間について、県内私立中学校・高等学校も含めた体制で委員会を設けて検討を進め、平成30年8月に「香川県部活動ガイドライン」を策定しました。

これを受けて、藤井学園寒川高等学校の運動部と文化部の「部活動方針」を策定するものです。

# 1 学校教育の一環としての部活動

## (1) 部活動の意義

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや芸術・文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術・文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教員等の指導の下、自主的・自発的に活動を行うものであり、新たな知識や技能の獲得等を通じて、その活動の楽しさや喜びを味わい、生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、部活動は生徒が授業で体験し、興味関心をもった技能等をさらに深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展させることや、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできる。さらに、学級や学年を離れて、生徒が活動を組織し、展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成し、仲間や教員等と密接に触れ合う場としても大きな意義を有している。

このように、部活動は、生徒のスポーツや芸術・文化及び科学等の活動と人間形成を支援するものであり、その適切な運営は、生徒のバランスのとれた心身の成長と明るい学校生活を保障するとともに、学校に対する生徒や保護者、地域の信頼感をより高めることにつながる。

## (2) 学習指導要領上の位置付け

部活動は、学習指導要領上では、「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）

第1章 総則

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 2 適切な部活動の運営

### (1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部活動は、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていくことが求められる。
- 部活動の運営において、部顧問等は生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努める。

#### ①入部の在り方について

- ・参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にすることが必要であり、部活動への参加を強制することのないようにすること。
- ・部活動への入部をしやすくするための工夫を図ること。

#### ②運営上の配慮点について

- ・生徒が主体的に活動したり、創意・工夫したりできるようにすること。
- ・喜びや悲しみなどを素直に表現できるようにし、それに適切に対応すること。
- ・互いの欲求や意図を理解しようとする姿勢を尊重すること。

#### ③ 運営の組織について

- ・顧問会、キャプテン会（部長会）等を組織し、有効に機能するようにすること。

### (2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意しなくてはならない。
- より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことが必要である。
- 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

学校においては、個々の生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるよう支援することは大切であるが、勝利至上主義的な考え方から過重な練習を強いたり、休日もほとんどなく長時間にわたる活動を強制したりするなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすような取組とならないようにする。

目標とする大会やコンクール等で力を発揮するためには、技能等を強化する時期が必要である。このような時期はいわゆる「ハイシーズン」として活動時間を確保し、それ以外の時期に休養日を十分に確保する等、生徒の心身疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持、向上を図る。

さらに、年間活動計画等を作成することにより、効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことで、生徒や保護者も活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立ができる。-3-

### 3 部活動を支える環境の整備

#### (1) 部活動の方針等の策定

- 校長は、藤井学園の方針に則り、毎年度、「部活動方針」を策定し、公表する。
- 各部活動における指導の責任者（以下「部顧問」という）は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

- ・ 校長は、「藤井学園寒川高等学校 部活動方針」を毎年度策定し、学校のウェブサイト上で公開する。
- ・ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動実績を校長に提出する。また活動時の生徒の様子や部内で発生している問題等についても適時に報告するものとする。
- ・ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績からそれぞれの部の活動内容を把握して、生徒が安全に活動できているか、顧問の負担が過度になっていないか、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、適宜、各部活動への指導と是正を行う。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。その際には、安全かつ効果的な活動を確保するために複数の指導者（部活動指導員・外部指導者）により多面的な指導ができる体制を構築する。

校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の適切な勤務時間等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、安全かつ効果的な部活動を確保するために、複数の指導者により多面的な指導ができるような体制を構築する。また、現状の部活動数では複数の部顧問の配置が実現できない場合は、学校の規模や取組等を踏まえ、部活動の再編を検討する。各部の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教員の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・改善を図る。

藤井学園は、各学校の校務分担の実態等を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。また、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、あらかじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うために必要な研修を実施する。

### (3) 部活動指導員・外部指導者の活用

■ 生徒や保護者のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者を活用することは、生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上につながる。また、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部顧問を務める教員の負担軽減にもなる。

- ・部活動指導員や外部指導者は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の指導に当たる。
- ・部活動指導員や外部指導者を活用する際には、部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設ける。
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員・外部指導者も教員と同様の対応をする。

### (4) 保護者との連携

■ 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠である。部活動に対する保護者の考え方は様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは大切なことである。

- ・部顧問は、年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画を周知する。
- ・部顧問は、傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。
- ・部顧問は、部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。さらに、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

### (5) 地域との連携

■ 生徒のスポーツや文化等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ることが大切である。

藤井学園及び校長は、学校や地域の実態に応じて、部活動における様々な地域人材の活用を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ及び芸術・文化推進団体等との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での活動環境の整備を進める。

### (6) 参加する大会等の見直し

■ 生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の参加について精査する。

校長は、部活動の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

### (1) 適切な休養日等の設定

- 原則として週当たり1日以上休養日を設ける。

(対外試合等の日程により休養日の設定が困難な場合でも、これに準じて適切に休養日を確保する。)

- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 各部において1日の活動時間を適正に設定し、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 部顧問は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができ、心身の疲労により学校や家庭での生活・学習に支障をきたすことのないよう配慮する。
- ・ 部顧問は、部活動の適切な休養日と活動時間を設けて、分掌業務や教材研究、さらには生徒と向き合う時間を確保する。休養日と活動時間について、各競技等の特性を踏まえた活動計画を立案する。
- ・ 部顧問は、対外試合等の日程により休養日の設定が困難な場合にも、休養を適切に確保するよう努める。
- ・ 長期休業中の休養日も学期中に準じて設定する。生徒が十分に休養をとり、部活動以外にも多様な活動ができるよう、オフシーズンを設ける。

### (2) 指導上の留意点

- 部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意し指導に当たる必要がある。

#### ① 生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の形成

部顧問は、校訓や校則を重んじた規律ある活動を実施して、生徒が望ましい生活習慣と豊かな人間性を形成できる環境づくりに努める。

#### ② 生徒の意欲や主体性の育成

部顧問は、生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組める雰囲気づくりを心がける。生徒の長所を伸ばす肯定的な声かけを行うなど、心理面での指導の仕方を工夫するよう努める。

#### ③ 良好な人間関係の形成

部顧問は、競技結果や技術の向上だけに固執するのではなく、互いに励まし、支え合える仲間づくりを重視した指導を心がける。また、生徒のリーダーシップを育成するとともに、部顧問と生徒との信頼関係を深め、生徒間の良好な人間関係の形成を見守り、場合によっては適切に介入するよう努める。

#### ④ 効率的・効果的な練習方法の導入

部顧問は、部活動の目的の一つである生徒の自主性や主体性の育成を常に意識して部活動を運営する。自身の実践や経験に頼るだけでなく、研修会等に参加するなどして最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に学び、



効率的・効果的な練習方法を導入するなど、指導力の向上を図る。

#### ⑤状況把握と適切なフォロー

(7)活動の目標によっては、肉体的にも精神的にも大きな負荷がかかる練習を行うことがありうるので、部顧問は以下の点に留意して部活動を運営する。

- ・目標設定や練習計画について事前に生徒と話し合い、練習中に声をかけて生徒の反応を見るなどして個々の生徒の疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言がプラスにもマイナスにも作用することを理解して、生徒一人ひとりの心の状態に配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努める。
- ・大会や練習中の激励の言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉を発した後は、生徒へのフォローアップを適切に行う。

(8)校長は、学校組織全体で各部の指導状況の把握ができるよう努める。部顧問だけに指導を任せるとはならず、必要な場合には部顧問の間で指導の内容や方法について意見交換や情報共有を行うことができるよう指示する。

#### ⑥体罰等の根絶

- ・部顧問は、体罰が学校教育法で禁じられ、いかなる場合においても絶対に許されない行為であること、また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような言動は許されないことを理解する。
- ・校長及び部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）及び「学校法人藤井学園コンプライアンス管理マニュアル」に則り、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### ⑦文化部活動用指導手引きの活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動指導手引きを活用して、合理的かつ効率的な指導を行う。

## 5 安全管理・事故防止

### (1) 考え方と留意点

- |   |
|---|
| <p>■ 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。</p> |
|---|

部顧問は、「藤井学園寒川高等学校危機管理マニュアル」に則り、事故防止に対する意識を日頃から生徒と一緒に高め、最大限の注意を払って安全管理に努める。

#### ①健康状態の把握

- ・生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
- ・適度な休養や栄養の補給に留意させる。
- ・生徒の持病や健康診断（心電図検査等）の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- ・活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

## ②指導上の留意事項

- ・学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行う。
- ・部顧問が互いに連携し、生徒の行動に目を配り、安全に活動できているか、注意を払う。

自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば危険を回避できるのかを具体的な場面を用いて、明確に示し、ルールや規則を守る意義を理解させるとともに、危険に対する予知や判断能力を育成する。

- ・気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数（WBGT：暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標）等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討する。
- ・活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意する。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- ・暴風や雷、大雨等、急な天候の変化に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に活動を中止し、生徒の安全確保に努める。

## ③施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- ・施設・設備・用具の使用前、使用后及び定期的な点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- ・施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

## (2) 事故発生時の対応

■ 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。

- ・教員及び部顧問は、保健体育科の授業や部活動等を通して、生徒に対して応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導する。
- ・教員及び部顧問は、万一の事故発生時には、「危機管理マニュアル」を参照のうえ、適切な対応をとる。

### ○参考

- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
- ・高等学校学習指導要領（平成30年3月 文部科学省）
- ・平成29年度香川の学校体育（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・教職員の働き方改革プラン（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・香川県部活動ガイドライン（平成30年8月 香川県教育委員会）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）